

身体拘束等適正化のための指針

介護老人保健施設 おおつかの郷

◆施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

「私達は身体拘束廃止に向けて最大限の努力を行わなければならない」

「私達は身体拘束ゼロ及びサービスの質の向上を目指し実績を蓄積しなければならない」

「私達は自信をもって提供できるサービスを目指し、組織を挙げて身体拘束廃止に取り組まなければならない」

- 1.身体拘束は廃止すべきものである。
- 2.廃止に向けて常に努力を行わなければならない。
- 3.安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- 4.身体拘束を許容する考え方をやめるべきである。
- 5.全身の強い意志で、ケアの基本を考え「チャレンジ」をする。
- 6.創意工夫を忘れず実行してみる
- 7.利用者様の人権を最優先に考える。
- 8.身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること。
- 9.福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと。
- 10.やむを得ない場合は利用者様・ご家族に対し十分な説明をして実施すること。
- 11.身体的拘束を行った場合は常に廃止する努力を怠らないこと（常に「0」を目指す）

◆身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体的拘束を適正化することを目的として「身体拘束廃止委員会」を設置する。

身体拘束廃止委員会は3ヶ月に1回以上開催し、次のことを検討する。

- 1.高齢者虐待・身体的拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- 2.発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。
- 3.虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- 4.教育研修の企画・実施
- 5.日常的ケアを見直し、利用者様に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

職員の役割と責任

1. 施設長（医師）

身体拘束廃止委員会の総括責任者。

職員への情報共有と指導管理。

利用者様の尊厳と安全を確保するリスクマネジメントの責任者。

2. 身体拘束適正化対策担当者

身体拘束適正化の実施責任。

委員会の運営と実施報告。

3. その他の職員の役割

介護職員 : 日常ケアの現場で尊厳と安全を確保。

看護職員 : 医療・看護面での安全確保。

相談員 : 記録管理や家族支援。

栄養士 : 食事・栄養管理。

リハビリ職員: 身体機能の維持・向上。

◆身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

- ・新人採用時には、「新人研修プログラム」において身体拘束の研修を実施する。
- ・全体会議マニュアルに年2回以上身体的拘束等に関する勉強会を明記し教育を行う。

◆施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

【介護保険指定基準の身体拘束禁止規定】

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

【介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為】

- 1.徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 2.転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 3.自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- 4.点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢を紐で縛る。
- 5.点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚を搔きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- 6.車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7.立ち上がる能力のあるひとの立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8.脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 9.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐で縛る。
- 10.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に投与させる。
- 11.自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

【身体拘束等を行わずにケアを行うために（3つの原則）】

1.身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なく無い。その人なりの理由や原因を徹底的に探し、除去するケアが必要である。

2.5つの基本ケアを徹底する。

以下の5つの基本的ケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況を作らないようにする事が重要である。

起きる

人は座っている時、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることが分かるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助ける事は人間らしさを追求する第一歩である。

食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物はついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのため大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。

皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合った良い刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉による良い刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

3.身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす

「言葉による拘束」にも全員で配慮をする必要がある。

※身体的拘束廃止フローチャート参照

◆身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむをえないばあいについては、下記の運用によるものとする。

介護保険指定基準上、「当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体的拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処出来ないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

1、3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体的拘束委員会」「運営推進会会議」等で検討、確認しておく。

切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

*「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等

に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

* 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

一時性・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

* 「一時性」判断を行う場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

2、手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる。

仮に3つの要件を満たす場合にも以下の点に留意すべきである。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、介護主任・看護主任、相談員・施設長の合意のもとに行う。基本的に個人的判断で行わないこと。
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は看護主任及び介護主任もしくはそれに準ずる者で行う。
仮に、事前に身体的拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点では必ず説明を行う。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

3、身体的拘束に関する記録が義務づけられている。(5年間保存)

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- (2) 具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録に日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとにその記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧して頂けるようにする。

◆入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

（1）入所者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、ホームページにていつでも閲覧可能とする。

（2）職員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各部署および各フロアステーションで全ての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。

◆身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していく為には、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任回避のために、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・認知症高齢者であることで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら「ちょっと待って報告」により情報を公表すること

この指針は、2018年6月1日より施行する

虐待の防止のための指針

医療法人田中会

介護老人保健施設 おおつかの郷

虐待防止のための指針

(施設における虐待防止に関する基本的考え方)

第1 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。(別表参照)。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項について)

第2 当事業所では、虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。

なお、本委員会の運営責任者は、当施設の施設長とし、管理者、支援相談員、看護師、介護福祉士、セラピストを「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

- 2 身体拘束廃止委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当事業所に併設して展開する事業又は、法人内別事業所と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合もあります。
- 4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- 5 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のようなないようについて協議するものとします。
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方

法に関すること

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・ 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

3 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い<以下「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察官の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。

虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待等の自称が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6 利用者又は家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

- 2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いの留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

第9 第3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和3年 7月 1日より施行する